



中津市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年6月16日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：社会教育課生涯学習推進室

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>中津市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則では、センターの使用申請は6か月前からできるとされている。しかしながら、一部の登録団体においては1年分の許可を発行していた。条例施行規則に基づく適正な事務処理を求める。</p>	<p>令和2年度中に、中津市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の第4条の「この場合において、申請書の提出は、センターを使用しようとする6月前からできるのものとする。」を削除し、1年分の許可を発行できるように致します。</p> <p>今後は適正な事務処理を行います。</p>	
<p>(2) 支出事務について</p> <p>家庭教育学級託児賃金の費用弁償について、平成27年度の通勤手当単価により支出を行っていたものが見られた。支出事務について、適正な事務処理を求める。</p>	<p>今回の指摘について、令和元年度分は5月29日(金)に、11件、1,053円の追加支給を行いました。</p> <p>また、平成28年度分から平成30年度分については、慎重に再計算を行い、6月26日(金)に追加支給を致します。</p> <p>今後は、費用弁償の算定等支出事務においては、より慎重な確認を行い、適正な事務処理を行います。</p>	
<p>(3) 支出事務について(団体に対する事項)</p> <p>① 中津市青少年健全育成市民会議補助金において、補助金受領前に立替払いにより事業を着手していた。補助金であっても、公金と同様に立替払いは原則禁止のため、適正な会計処理を求めるとともに、適正な補助金の事務執行を求める。</p>	<p>今回の指摘に対して、補助金も公金と同様、適正な会計処理と補助金の事務執行を行います。</p> <p>今後は、4月1日付けで交付申請を行い、補助金振込後に事業着手します。</p>	
<p>② 中津市青少年健全育成市民会議が各支部に交付している活動費について、各支部からの実績報告を受領せずに市への実績報告を行っていた。交付活動費についての実績報告書を受領し、十分に精査確認を行い、活動費の適正な決算額の把握を求める。</p>	<p>今回の指摘に対して、各支部より実績報告書を提出してもらい、内容を確認し、活動費の適正な決算額の把握を行いました。</p> <p>今後は、十分に精査確認を行い、活動費の適正な決算額の把握を行います。</p>	
<p>③ 校区子育て講座の謝金について、所得税の源泉徴収を行わず、支払調書の発行も行われていなかった。所得税法や中津市会計規則に基づいた適正な会計事務を求める。</p>	<p>今回の指摘に対して、所得税法や中津市会計規則に基づいた適正な会計事務を行います。</p> <p>今後は、源泉徴収を行うと共に、支払い調書を送付し、的確な事務処理を行います。</p>	
<p>④ 小学生土曜アクティブ交流教室運営費の交付の際の領収書を受領していないものが見られた。支払証拠書類である領収書を確実に受領し、適正な会計処理を求める。</p>	<p>今回の指摘に対して、小学生土曜アクティブ交流教室の追加分運営費の領収書を受領しました。また、変更後の交付額がわかる資料を添付しました。</p> <p>今後は、補助金も公金と同様、適正な会計処理と補助金の事務執行を行います。</p>	